

令和7年1月14日

学生及び教職員各位

大学院総合文化研究科長
大学院数理科学研究科長

駒場 I キャンパスの放置自転車等の廃棄処分について

平素より皆様には構内交通にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

駒場キャンパスの放置自転車等について、廃棄処分を下記のとおり実施しますのでお知らせします。なお、現在告知期間を過ぎ、保管期間になっておりますが、未登録車を今後も利用する場合は速やかにお問い合わせ先までご連絡ください。

記

1. 警告書の取り付け

大学に登録されていない無許可の放置自転車等について、12月3日（火）に警告書（黄色）を取り付けました。

2. 告知期間

上記警告書取り付け後の猶予期間は、2週間（12月17日（火）まで）です。警告書が取り付けられた未登録車を今後も構内で利用する場合は、速やかに担当部署にて自転車の登録を行ってください。

お問い合わせ先：学部学生・大学院学生は、学生支援課学生支援チーム

（アドミニストレーション棟 1階 03-5454-6074）

教職員等は、総務課総務チーム

（アドミニストレーション棟 2階 03-5454-6893）

3. 保管期間

告知期間を経過しても警告書がついている自転車等は、所有者がいないものとして廃棄処分の作業対象とし、その後、約1ヶ月間（令和7年1月21日（火）まで）を保管期間とします。

4. 廃棄処分

保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、所定の手続きを経た後、大学が処分します。

5. 問い合わせ先

本件については、正門守衛室（03-5454-6666）にお問い合わせください。